

部活動の地域移行についてのQ & A

(公 立 中 学 校 向 け)

令和7年1月31日版

宮城県教育庁保健体育安全課

同 生涯学習課

= 目次 =

1 全般

- Q1 なぜ、部活動改革が必要なのですか？（P2）
- Q2 公立中学校の部活動はこれからどうなるのですか？（P2）
- Q3 国や県が、部活動の地域移行について一律に方向性を示さないのはなぜですか？（P2）
- Q4 勤務校の部活動の地域移行はどうなるのですか？（P2）
- Q5 休日の部活動が、地域に移行した場合の平日の部活動はどうなるのですか？（P2）
- Q6 平日の部活動も地域移行した後はどうなるのですか？（P3）
- Q7 市町村立中学校の生徒は、すべて当該市町村の地域クラブで活動しなければならないのですか？（P3）
- Q8 地域クラブ活動に必要な費用はどうなりますか？（P3）
- Q9 経済的な理由で地域クラブ活動をやりたくてもできない生徒がいるのでは？（P3）
- Q10 休日の地域クラブ活動に参加する時の移動手段はどうなりますか？（P3）
- Q11 今後の公立中学校の部活動地域移行について、見通しはどのようになっていますか？（P3）

2 学校部活動と地域クラブ活動

- Q12 「学校部活動」と「地域クラブ活動」の違いは何ですか？（P4）
- Q13 「部活動指導員」と「外部指導者」、「地域クラブ指導者」の違いは何ですか？（P4）
- Q14 学校と地域クラブ（地域クラブ指導者）との連携はどのようにすればよいですか？（P5）
- Q15 平日の部活動の指導内容と休日の地域クラブの指導内容が異なることで、生徒が困惑するのではないですか？（P5）
- Q16 地域クラブ活動での生徒同士のトラブルが発生した場合、学校で対応しなければならず、今まで以上に業務が増えるのではないですか？（P5）
- Q17 放課後、地域クラブ活動場所に移動する際、生徒がけがや事故にあった場合は、日本スポーツ振興センターの保険の適用になりますか？（P5）

3 学校の対応

- Q18 部活動の地域移行に伴って、これから学校がしなければならないこと（学校に求められること）は何ですか？（P5）
- Q19 部活動を通して育まれてきたもの（資質や能力など）にはどのようなことがありますか？（P6）
- Q20 地域クラブの各種大会や発表会・コンクール等の結果を把握する必要はありますか？（P6）
- Q21 休日に学校行事（運動会等）と地域クラブの各種大会や発表会・コンクール等がある場合は、どちらが優先になりますか？（P6）
- Q22 スポーツや文化芸術活動の成績を活かして、高校に進学したい生徒は、これからどのようにしていけばいいのですか？（P6）
- Q23 地域のクラブ活動に、学校の施設や設備を貸与する場合、学校が行う準備はどのようなものがありますか？（P7）
- Q24 地域クラブ活動が、教員の勤務時間外に学校施設を使用する場合、学校職員の対応はどうなりますか？（P7）

4 兼職兼業

- Q25 教員が地域クラブで指導することはできますか？（P7）
- Q26 学校での業務が滞っているが、大会が近いので地域クラブの指導に行ってもよいですか？（P7）
- Q27 兼職兼業で地域クラブの指導を行う場合、学校での従事時間が減ることで、勤務評価は下がりませんか？（P8）
- Q28 教員が無償ボランティアで地域クラブの指導を行う場合の留意点は何ですか？（P7）
- Q29 部活動指導員との兼職兼業はできますか？（P8）

5 中総体及び各種発表会・コンクール

- Q30 地域クラブ活動が、中体連の大会や各種発表会・コンクール等に参加する場合はどうなりますか？（P8）
- Q31 中体連主催の大会運営は教員が行っていますが、これからはどうなりますか？（P9）
- Q32 中学校では県大会や東北大会、全国大会等の上位大会に出場した場合、学校や市町村から参加補助がありました。地域クラブ活動で参加する場合はどうなりますか？（P9）

※本Q & Aに記載している「休日」とは、地方公共団体の条例上「休日」と定められる日を指し、主に土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律で規定されている休日及び年末年始の休日として記載しています。

1 全般

Q 1 なぜ、部活動改革が必要なのですか？

A 「少子化の進行」と「働き方改革」が挙げられます。

「少子化の進行」により、単独の中学校では大会に出場できない状況や、在籍する生徒数の減少により部活動の設置数も少なくなり、学校に生徒がやりたい部活動を設置できないなどの状況が見られ始めています。

また、「働き方改革」では、以前から教員の長時間勤務の原因の一つに部活動の従事時間が挙げられ、その削減が求められていました。また、顧問となる教員が経験したことのない部活動を指導することも、大きな負担とされています。

このようなことから、子供のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、地域の子供は、学校を含めた地域で育てるという考えのもと、部活動の地域移行（地域展開）による部活動改革が必要となっています。

Q 2 公立中学校の部活動はこれからどうなるのですか？

A 令和4年12月にスポーツ庁並びに文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定し、公立中学校の部活動を地域へ移行する方向性を示しました。

さらに国は、令和6年8月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を設置し、令和8年度以降の部活動改革等の取組について検討を始めました。

令和7年春頃には実行会議の最終答申をまとめるとしておりますが、今後は中学校の部活動が担ってきたスポーツ・文化芸術活動は、平日も含めて地域で展開していくようになると考えられます。(Q11参照)

Q 3 国や県が、部活動の地域移行について一律に方向性を示さないのはなぜですか？

A 市町村立中学校の部活動は、学校の設置者である市町村教育委員会の方針の基にどのような活動にしていくかを判断していくものです。市町村ごとに生徒数、学校数、部活動数、指導者数、施設数等の実情が異なるため、国や県はガイドラインにおいて部活動の地域移行の地域全体の方向性を示しています。

Q 4 勤務校の部活動の地域移行はどうなるのですか？

A 部活動の地域移行は、中学校を設置している各市町村が方針を示すことになっております。休日の地域クラブ活動に取組み始めた市町村もあれば、まだ、検討段階の市町村もあります。

Q 5 休日の部活動が、地域に移行した場合の平日の部活動はどうなるのですか？

A 休日の部活動が地域クラブ活動に移行された場合、原則、休日に部活動を実施することはなくなりますが、平日はこれまでどおりに部活動は行われます。また、平日の学校で行う部活動が継続している場合、休日に部活動の練習試合や大会への参加等が行われることはあります。その場合は休日の地域クラブ活動との調整が必要になります。地域移行を段

階的に進めていくことによる弊害ですが、平日の移行が完了するまではやむを得ないと考えています。

Q 6 平日の部活動も地域移行した後はどうなるのか？

A 放課後の時間は、学校が設定した教育活動以外の活動として、生徒の自主的・主体的な活動（地域クラブ活動や文化・芸術活動、ボランティア活動、学習塾等）を行うようになります。

一方で、学校は生徒に対して、よりよい放課後の時間を送るための支援や指導を行うことが必要になると考えています。

Q 7 市町村立中学校の生徒は、すべて当該市町村の地域クラブで活動しなければならないのですか？

A 地域クラブ活動への参加は任意です。市町村の方針にもよりますが、自分のニーズにあった活動団体やその環境が居住地にない場合は、他の市町村の地域クラブに参加することが考えられます。

Q 8 地域クラブ活動に必要な費用はどうなりますか？

A 学校の部活動でも、活動に対する費用負担はありましたが、これからはスポーツ・文化芸術活動も、塾などの習い事と同じように費用がかかることとなります。地域移行に伴い、地域クラブ活動にかかる経費は受益者が負担します。例えば、クラブ運営費、指導者謝金、施設使用料、任意保険料等が考えられます。ただし、市町村によっては、学校の備品や施設などを費用負担なく使えたり、社会教育施設を減免等で低廉に使用できたりする場合があります。

Q 9 経済的な理由で地域クラブ活動をやりたくてもできない生徒がいるのでは？

A 経済的な負担を軽減するため、国や県のガイドラインでは「活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する」としております。また、現在、県としても国に対して必要な財政支援を申し入れているところです。

Q 10 休日の地域クラブ活動に参加する時の移動手段はどうなりますか？

A 基本的には保護者の責任のもと、家庭で相談して移動手段を決めます。地域により移動距離は様々になりますので、地域で活動しやすい環境整備が必要と考えています。

Q 11 今後の公立中学校の部活動地域移行について、見通しはどのようになっていますか？

A 国は新たに、令和6年8月「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を立ち上げ、令和8年度以降の地域クラブ活動への支援方策等についての話し合いを行っています。次期改革期間については、令和8年度～令和10年度の3年間で前期、令和11年度～令和13年度の3年間で後期の計6年間とし、前期終了後には、当該期間における取組等の中間評価を行い、検証を行った上で後期における更なる取組を推進すると考えているようです。

また、休日については、次期改革期間内に、原則として全ての部活動において地域移行を目指し、平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進することを考えています。最終のとりまとめは令和7年春頃を予定しているようです（別表イメージ）。県では、

国の動向を注視しながら、今後の方針等を検討していきます。

○国の見通し（予定）

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
改革推進期間	改革実行期間 前期	➔				
				中間評価 後期		
休日は原則として、全ての部活動において地域移行（地域展開）を目指す。 平日は、各種課題を解決しつつ推進する。						

2 学校部活動と地域クラブ活動

Q12 「学校部活動」と「地域クラブ活動」の違いは何ですか？

A 学校部活動と地域クラブの主な違いは下記ようになります。学校部活動は学校教育活動の一環として、教員や部活動指導員等の顧問が運営や指導を行います。地域クラブ活動は、地域クラブごとの活動方針に則って活動するので、楽しく活動する、技術を高めるなど、それぞれの団体により活動目的が異なります。

また、地域クラブ活動は、その運営方針や指導者の都合等により、これまでの部活動のように放課後の時間や毎週末に実施されるとは限りません。生徒によっては、学校部活動と地域クラブ活動で異なる種目や分野を選択することが考えられます。

○学校部活動と地域クラブ活動の整理

	学校部活動	地域クラブ活動
法的区分	学校教育法	社会教育法
	スポーツ基本法・文化芸術振興法	
運営	学校	地域のスポーツ・文化芸術団体等
指導者	教員・部活動指導員、外部指導者	地域の指導者等
活動場所	学校施設	社会施設・学校施設
活動対象	学校の生徒	学校の生徒に限らず住民全てが対象
保険	日本スポーツ振興センター	民間の保険

Q13 「部活動指導員」と「外部指導者」、「地域クラブ指導者」の違いは何ですか？

A 部活動指導員は法的に位置付けられ、学校設置者が会計年度任用職員（会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員）として任用しています。部活動の技術指導や大会引率を行うなど、教職員と同等の形で部活動に携わることができます。

一方、外部指導者は教育委員会や学校のルールにより、部活動に協力を得ている指導者であり、部活動顧問に協力しながら技術指導の支援者として部活動に携わりますが、外部指導者のみで大会等への引率等はできません。

地域クラブ指導者は、所属する地域クラブの活動方針や指導方針等に従って指導にあたります。（Q12表 学校部活動と地域クラブ活動の整理参照）

Q14 学校と地域クラブ（地域クラブ指導者）との連携はどのようにすればよいですか？

A 市町村教育委員会や学校の方針、移行の形にもよりますが、例えば、現在の部活動指導員が地域の指導者となって継続して指導する場合や、地域クラブ活動が学校で実施される場合などは、実際の指導者と接点を持つことが容易ですので、定期的な情報交換会により連携することができます。

一方、休日の活動がまったく別の地域クラブ活動の場合は、保護者や生徒を通して連携することや必要に応じて直接地域クラブ活動の指導者と連絡をとるなどが考えられます。

Q15 平日の部活動の指導内容と休日の地域クラブの指導内容が異なることで、生徒が困惑するのではないですか？

A 移行期においては、平日と休日の活動の連携と活動に対する考え方の区別が大切になります。

連携して行う場合は、平日と休日の活動の目的や目標、練習内容を共有して、指導者同士も情報をやり取りすることがポイントです。逆に、平日の活動と地域クラブ活動はまったく別と捉えて、それぞれのルールで活動することも考えられます。指導者や活動場所が違う場合もありますので、活動をしっかり区別して、生徒が自分で練習をコーディネートして、目的を持って主体的に活動できるようにします。

また、県では、地域の指導者に対象にして、学校部活動の教育的な意義や中学生の指導に必要な知識や留意点などを学ぶ機会として「地域クラブ指導者研修会」を開催し、ています。

Q16 地域クラブ活動で生徒同士のトラブルが発生した場合、学校で対応しなければならず、今まで以上に業務が増えるのではないですか？

A 地域クラブ活動で発生する問題や事故等の責任は、運営主体である地域クラブになります。基本的には地域クラブ内で解決しますが、所属する地域クラブや保護者との情報共有と学校に登校している生徒の心理的な部分での対応は必要になります。

Q17 放課後、地域クラブ活動場所に移動する際、生徒がけがや事故にあった場合は、日本スポーツ振興センターの保険の適用になりますか？

A 登下校中を含む学校教育活動中の生徒のけがや事故については、日本スポーツ振興センターの保険が適用されますが、地域クラブ活動では、日本スポーツ振興センターの保険は適用外となります。

3 学校の対応

Q18 部活動の地域移行に伴って、これから学校がしなければならないこと（学校に求められること）は何ですか？

A 各市町村の地域移行により違いはありますが、以下について検討していく必要があります。

(例)・職員会議で教職員へ周知、説明

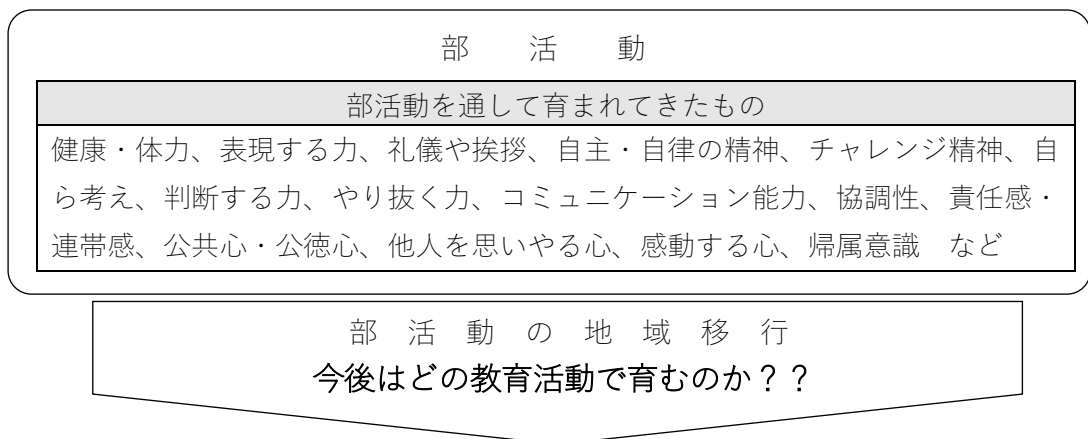
- ・生徒、保護者に対しての周知、説明
- ・校内での検討組織の設置及び校内担当者の配置
- ・市町村教育委員会の方針に基づく地域移行のスケジュールの作成

- ・地域移行に伴う部活動に関する学校教育目標の見直し
- ・部活動で育てていた教育的な部分を学校でどのように育むかの検討
- ・平日の部活動と休日の地域クラブ活動の整理
- ・生徒に対する休日の過ごし方の指導や動機づけ
- ・生徒が中総体に参加する場合の出場チームの把握
- ・指導要録や調査書への記載事項の整理（活動状況や大会等の実績把握）
- ・部活動数の精選
- ・学校と地域クラブ（指導者）との連携の在り方
- ・教職員が兼職兼業のする際の校内の体制整備
- ・地域クラブが学校を使用する際の施設貸出し対応の検討 等

Q19 部活動を通して育まれてきたもの（資質や能力など）にはどのようなものがありますか？

A 部活動は、異年齢との交流を通して、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感等を涵養してきました。

部活動が果たしてきた役割を、これからどのように補完していくか、それぞれの学校の教育目標に合わせて考えていかなければなりません。（下記別表イメージ）



Q20 地域クラブの各種大会や発表会・コンクール等の結果を把握する必要はありますか？

A 学校は生徒が参加する大会等の情報を把握しておくことをお勧めします。例えば、大会で入賞した場合の対応や万が一事故が起きた場合等の動態把握のためです。

これまで部活動は、学校対抗で行われてきたため、その成果は学校内の成果として認識されてきました。今後は学校外（地域）での活躍を積極的に讃えるなどして、学校と地域が連携して、生徒を育てていくことが必要になります。

Q21 休日に学校行事（運動会等）と地域クラブの各種大会や発表会・コンクール等がある場合は、どちらが優先になりますか？

A 生徒と保護者が相談した上で、家庭で判断することになります。なお、その際の欠席の取り扱いについては、学校の判断となります。

【参考】宮城県教育委員会「小学校・中学校・特別支援学校指導要録記入の手引き」P39（オ）出席日数

Q22 スポーツや文化芸術活動の成績を活かして、高校に進学したい生徒は、これからどのようにしていけばいいのですか？

A 現在の宮城県公立高等学校の入学者選抜（公立高校入試）の特色選抜では「学力検査点

と調査書点を合計した点数を基に、調査書の記載事項（評定以外の特別活動の記録などの資料）も用いて、求める生徒像に照らして総合的に審査し、選抜する。」とされています。

そのため、学校においては、生徒の地域クラブ活動の活躍を把握して「スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動の記録」に記載することになります。

私立学校は学校毎に出願要件が異なりますが、スポーツや文化芸術活動の成績を要件とする学校もあるため、活動状況の把握は必要と考えています。

Q23 地域のクラブ活動に、学校の施設や設備を貸与する場合、学校が行うことや準備はどのようなものがありますか？

A 学校施設や設備の貸与は、各市町村教育委員会の規則に則り、許可された地域クラブ団体が利用することができます。

学校では、市町村教育委員会の規則等を参考に、学校開放時の注意事項等を作成し、利用方法や注意事項を整備する必要があります。

具体的には、以下の内容が考えられます。

- ・利用の手続き等（鍵の借用・返却・管理体制、施設利用簿への記入、利用時間等）
- ・利用にあたって（体育館の利用上の注意、行程の利用上の注意、備品借用、利用上のマナー、駐車場について、災害時の対応、緊急時の連絡先等）
- ・禁止事項等

Q24 地域のクラブ活動が、教員の勤務時間外に学校施設を使用する場合、学校職員の対応はどうなりますか？

A 地域クラブ活動が学校施設を利用する場合、地域クラブが責任を持って行います。基本的には学校職員が対応する必要はありません。なお、学校施設を貸与する場合のルールを教育委員会と相談しながら適切な対応方法を準備する必要があります。

4 兼職兼業

Q25 教員が地域クラブで指導することはできますか？

A 地域クラブの指導を希望する教員は、必要な手続きを行い、所属の教育委員会から許可を得られれば、兼職兼業で指導することができます。報酬については、雇用形態や地域クラブの規定により異なります。

これまでも、無償ボランティアとして、地域クラブで指導を行ってきた教職員も多いと思いますが、地域移行後も同様に関わることもできます。(Q28 参照)

【参考】文部科学省「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」

Q26 学校での業務が滞っているが、大会が近いので地域クラブの指導に行ってもよいですか？

A 兼職兼業は学校運営や教員の本務に支障がないこと等を勘案して許可を認められています。そのため、地域クラブの指導をするためには、教員としての本務を優先し、学校運営に支障がないようにしなければなりません。場合によっては、兼職兼業の許可を取り下げられることもあります。

Q27 兼職兼業で地域クラブの指導を行う場合、学校の従事時間が減ることで、勤務評価は下がりますか？

A 兼職兼業を行う場合は、その必要性を鑑みて所属長や所属教育委員会が可否を判断していますので、本務の勤務評価に影響することはないと認識しています。

Q28 教員が無償ボランティアで地域クラブの指導を行う場合の留意点は何ですか？

A 国は地域クラブ活動の指導者に対しては有償が望ましいとしています。活動費用はできるだけ廉価としており、実際、地域クラブ活動の指導者全員が、有償となるとは限りません。

有償で指導する場合には、これまで以上の指導力が求められます。また、賃金等の収入になるため、一定以上の賃金等が発生した場合は、確定申告が必要となります。

一方、無償で指導する場合には、地域クラブ内の無償ボランティアとして役割分担等を明確にして携わることが大切です。

休日等の勤務時間外において、無償ボランティアで地域クラブ活動の指導に従事する場合は、兼職兼業の許可は必要ありません。校長等への従事の事前相談は必ずしも必要ありませんが、事故や自分の怪我等があった場合のことも考え、地域クラブで指導していることを事前に伝えておくことが望ましいです。さらに、事故等に備えて個人として保険に加入しておくことが必要と考えます。

※無償ボランティアとは無償又は交通費等の費用弁償の範囲のみで指導する場合を指し、労務の対価として支払われる場合は有償ボランティアとなり兼職兼業の許可が必要です。

Q29 部活動指導員との兼職兼業はできますか？

A 教員は原則として部活動指導員にはなれません。教員は本来、勤務校の部活動に携わるべきであるからです。学校の実態により部活動業務がなく他校の部活動指導員となる場合は、別途協議が必要です。なお、部活動指導員が地域クラブ活動の指導者となることは問題ありません。

【参考】令和3年2月17日付け2初初企第39号「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）P7（5）

5 中総体及び各種発表会・コンクール

Q30 地域クラブ活動が、中体連の大会や各種発表会・コンクール等に参加する場合はどうなりますか？

A 地域クラブ活動が中総体へ参加する場合、地域クラブが前年度内に県中体連へ必要な登録申請の手続きを行います。申請後、要件を満たしていれば参加できます。

生徒の大会への参加は年間を通して同じ所属から出場することが原則となっており、年度初めに各校から「中体連大会参加区分確認書」が配布され、学校部活動で出場するか、地域クラブ活動で出場するかのどちらかを選択します。

部活動によっては、生徒が地域クラブで出場してしまうと、学校部活動では人数が足りなくなることも考えられますので、どちらを選択するかは、生徒の意志を尊重し、保護者や顧問、地域クラブ指導者が共通認識をもって決めることが大切です。

文化部の各種発表会・コンクール等への参加については、それぞれ所属する団体によって要件が異なりますので、所属団体に確認する必要があります。

Q31 中体連主催の大会運営は教員が行っていますが、これからはどうなりますか？

A 現在の中体連の大会運営は、競技団体や地域の指導者、保護者等の協力を得ながら、原則、中学校の顧問により行われております。

今後は参加する学校部活動の顧問や地域クラブの指導者、関係する保護者、競技団体の方々などで、運営されていくものと思います。競技団体の特性や規模にもよりますので、競技毎の詳しい内容は中体連や競技専門部に問合せください。

Q32 中学校では県大会や東北大会、全国大会等の上位大会に出場した場合、学校や市町村から参加補助がありましたが、地域クラブ活動で参加する場合はどうなりますか？

A 地域クラブ活動の活動費は、原則、受益者負担となります。また、地域クラブ活動の加入メンバーは、様々な学校に所属しており、居住地も同一市町村とは限りません。

現在は、単一学校の生徒が上位大会に進出した激励や期待を込めて、各学校のPTA、同窓会、体育文化後援会等や学校の設置者である市町村が参加補助を行う場合もありますが、今後は、地域クラブ活動に加入して活躍している個々の生徒に対する補助の在り方等が課題になります。

部活動の地域移行の概要について (公立中学校向け)

宮城県教育庁保健体育安全課
令和7年1月

1

令和4年12月にスポーツ庁は「部活動の地域移行」の施策を公示しました。部活動の地域移行というネーミングにより、学校の部活動をそのまま地域に移すイメージが先行したり、具体的に何を目的とするのか分かりにくかったりしているというお話も耳にします。

部活動の地域移行とは、「現在行っている学校の部活動の良い点を活かして、地域のスポーツ・文化芸術活動を通して子供たちを育てていくもの」です。

説明の中では、部活動の地域移行の施策名を「地域移行」、現在行っている学校の部活動を「部活動」、地域のスポーツ・文化芸術活動を「地域クラブ活動」として御説明します。なお、国は当初「地域部活動」という名称を使っていましたが、「地域クラブ活動」に改めています。

なお、国では「地域移行」を「地域展開」という名称に呼び方を変えていくようですが、正式には決定していませんので、ここでは「地域移行」として説明します。

学校部活動と地域クラブ活動の整理

	学校部活動	地域クラブ活動
法的な区分	学校教育法	社会教育法
	スポーツ基本法・文化芸術振興法	
運 営	学 校	地域のスポーツ 文化芸術団体
指 導 者	教員・部活動指導員(顧問) 外部指導者	地域の指導者
活動場所	学校施設	社会教育施設・学校施設
活動の対象	学校の生徒	学校の生徒に限らず、 地域住民全てが対象
保 険	日本スポーツ振興センター	民間の保険

※国が当初使用していた「地域部活動」は現在は「地域クラブ活動」と改めている。

2

まずは、学校部活動と地域クラブ活動の整理になります。学校部活動はいわゆる「部活動」になります。部活動は学校教育法上の教育課程外の活動になります。一方、地域クラブ活動は社会教育法上の社会教育の活動として捉えることができます。双方ともスポーツ基本法や文化芸術振興法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられ法的に区分されます。また、部活動は学校が運営主体となるのに対し、地域クラブ活動は地域のスポーツ、文化芸術団体や総合型スポーツクラブ、民間業者等が運営主体となります。

部活動の指導者は教員や部活動指導員や外部指導者であり、地域クラブ活動は主に地域の指導者になります。ここで、学校の部活動に関わっている部活動指導員と外部指導者の違いについて整理したいと思います。部活動指導員は法的に位置づけされた、県や市町村が雇用する会計年度任用職員（会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員）で、技術指導を含め練習試合や大会への引率など、教員である部活動顧問と同様に部活動に携わります。一方、外部指導者は、部活動顧問と連携、協力しながら技術指導の支援をする立場で携わり、主に大会等への引率はできないという違いがあります。

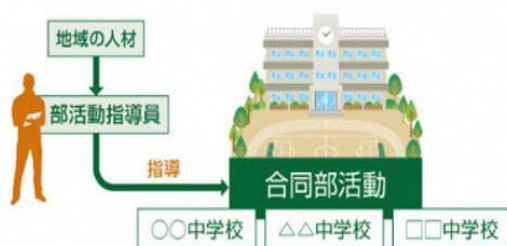
活動場所は、部活動は主に学校施設を使用しますが、地域クラブ活動は社会教育施設や学校施設等を使用します。活動の対象は、部活動は学校に所属する生徒のみを対象に学校の教育方針で活動しますが、地域クラブ活動は、それぞれの地域クラブの活動方針に則り、学校の生徒に限らず、地域住民全てが対象となる場合があります。また、保険については、部活動の怪我等については、日本スポーツ振興センターの保険が適用されますが、地域クラブでは、別に民間の保険に加入しなければ、活動中の怪我等の保証はされません。

部活動の地域連携と地域移行の整理

スポーツ庁 Web広報マガジン DEPORTARE (デポルターレ)
「令和5年度から休日の部活動の地域連携・地域移行が始まります」より

? 部活動の地域連携って?

複数校でまとまって一つの部活動とする合同部活動の導入や、部活動指導員等の地域の人材を活用することにより、あくまで学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するものです。



? 部活動の地域移行って?

地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替するものです。学校とも連携しながら、多様な活動を、可能な限り低廉な会費で実施します。



出典：スポーツ庁. “令和5年度から休日の部活動の地域連携・地域移行が始まります”. Web広報マガジン DEPORTARE, <https://sports.go.jp/tag/policy/5.html>

3

部活動の地域連携と地域移行の整理になります。こちらはスポーツ庁の Web 広報マガジンからの抜粋になりますが、「部活動の地域連携」は、複数の学校が運営主体となって、地域の指導者を部活動指導員や外部指導者として「部活動」として実施することです。

今後、地域移行が進んでいくと、中学生は地域のスポーツ、文化芸術団体や総合型スポーツクラブ等の多様な主体が運営・実施する「地域クラブ」に参加していくこととなります。最終的に全ての中学生が「地域クラブ」で活動していくことが理想であります。地域移行への段階的な対応として、まずは合同部活動を行うことや部活動に地域の人材が携わっていただく「地域連携」から始めて、「地域移行」につなげていくひとつの例示となります。他にも方法はありますが、地域が主体となって活動する認識がポイントになります。

休日の部活動地域移行に向けた考え方の整理

公立中学校の休日の学校部活動

地域移行

中学生のスポーツ・文化芸術活動を
地域で実施する環境を整える

休日の地域クラブ活動

地域の子ども達の、持続可能な
スポーツ・文化芸術活動を
地域全体で担っていく。

4

「学校部活動と地域クラブ活動」、「部活動の地域移行と地域連携」の整理をした上で、休日の部活動の地域移行に向けた考え方を整理したいと思います。

国の方針として、地域移行はまずは「公立中学校の休日から」としておりますので、現在学校で実施されている「部活動」の休日の活動をやめて、代わりに休日の中学生のスポーツ・文化芸術活動を地域の指導者が、地域のクラブ活動で行い、地域の子供たちの持続可能なスポーツ・文化芸術活動を実施する環境を創出し、地域全体で担っていくことが「部活動の地域移行」です。

県内には様々な市町村があり、学校数や人口数など地域の状況が違います。地域移行を進めるにあたっては、地域の実情に応じて実施していくこととなりますので、子供たちが通学する中学校を設置している各自治体が主体となって進めていくこととなります。

なぜ、部活動改革（部活動の地域移行）が必要なのか？

○深刻な少子化の進行

スポーツ庁 Web広報マガジン DEPORTARE（デポルターレ）
「令和5年度から休日の部活動の地域連携・地域移行が始まります」より



- 他にも…
- ✓ 専門的な指導を受けられない
 - ✓ いろんなスポーツを体験してみたい
 - ✓ 引退後、続けられる場所がない

- 子供のスポーツ機会を守る
- 地域の子供は、学校を含めた地域で育てる
- ✓ 地域で多様な活動を楽しめる
 - ✓ 有資格者・専門性のある指導者
 - ✓ 学校を越えた仲間の獲得
 - ✓ スポーツに限らない多様な体験
 - ✓ 多様な世代との豊かな交流
 - ✓ 引退後も継続したスポーツ機会

出典：スポーツ庁、「令和5年度から休日の部活動の地域連携・地域移行が始まります」。
Web広報マガジン DEPORTARE, <https://sports.go.jp/tag/policy/5.html>

○学校の働き方改革

- ・長時間勤務の要因の一つが部活動
- ・指導経験のない教師にとって多大な負担

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」
文部科学省(令和2年9月)

持続可能な部活動と教員の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

- 具体的な方策
- 1 休日の部活動の段階的な地域移行
 - 2 合理的で効果的な部活動の推進

そもそもなぜ部活動の地域移行を含めた、部活動改革が必要なのか？ということについては、「深刻な少子化の進行」と「学校の働き方改革」が挙げられます。

「深刻な少子化の進行」では、こちらもスポーツ庁の Web 広報マガジンからの抜粋になりますが、今から約40年前の1986年（昭和61年）に約610万人いた中学生年代の人口が320万人と約半数近くに減少し、30年後には、現在の約3割の約230万人に減少がすると見込まれています。現在でもすでにチームスポーツなどでは、中学校単位で出場することができなくなったり、在籍する中学校の生徒数の減少により部活動がなくなったりと、生徒がやりたい部活動が学校に設置できなくなるなどの状況があります。中学校全体の運動部活動への参加率も、この4年で約65%から約58%と減少しており、「運動部離れ」が進んでおります。また、生徒に対してのアンケートでは部活動の入部理由として「スポーツ・文化芸術活動を楽しみたい」というのが、1番多いという調査結果もあります。

「学校の働き方改革」では、以前から教員の長時間勤務の原因の一つに部活動への従事時間が挙げられ、その削減を求められていました。また、自分が経験したことのない種目の部活動の顧問をすることも、大きな負担となっていました。

そのため、国は令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を通知し、その具体的な方策として、まずは「休日の部活動の段階的な地域移行」を示しました。

これらのことから、子供のスポーツ・文化芸術活動の機会を創出し、「地域の子供は、学校を含めた地域で育てる」という考えのもとに、地域移行が必要となっています。

国の方針 (学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン R4.12)

- **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。**
- **まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進。**



「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」(R6.8月)

- (1)地域クラブ活動への移行に係る課題の整理・解決策について
- (2)令和8年度以降の地域クラブ活動への支援方策等について
- (3)ガイドラインの見直しの論点整理について



県の方針 (学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン R5.3)

- **令和5年度を移行検討期間と位置付け、協議会組織による検討や課題の解決について協議し、令和6年度以降を改革推進期間として、準備が整った市町村から地域の活動に移行する。**
- **実施体制については、持続可能な環境づくりが重要であることから、地域の実情に応じて体制整備を行い、できるところから地域移行を進めていく。**



6

部活動の地域移行に関する国や県の方針ですが、まず国では令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、公立中学校の休日の部活動を地域に移行するとしております。

また、国では今年の8月に、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を新たに設置し、記載の(1)から(3)の検討が始まりました。なお、令和7年、春頃に実行会議の最終とりまとめを予定しています。

県の方針としては、令和5年3月に「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」を策定し、その中で、令和5年度を移行検討期間、令和6年度以降を改革推進期間としています。今後は、国の動向を注視すると共に県内市町村の推進状況を見ながら、状況に合わせて県の方針を修正していくことにしています。

終わりになりますが、この部活動の地域移行は、学校が担ってきたスポーツ・文化芸術活動を単に地域に移すのではなく、「学校も含めた地域全体が協働して、子供たちの持続可能なスポーツ・文化芸術環境を創っていく」という視点が重要です。

なお、部活動の地域移行について、学校現場では様々な疑問があると思います。県では「公立中学校向け Q&A」を作成しましたので、そちらも参考にいただくと、より部活動の地域移行への理解が深まると思います。